

重要なお知らせ

SpeeDelight の設置にかかわる提出書類の説明と作成要領

「高周波利用設備許可申請」



この度は、弊社製品パニーニグリラー：SpeeDelight をご購入いただき、誠に有り難うございます。

弊社製品は、電波法第 100 条に定められた高周波利用設備にあたり、その設置に際しましては、お客様自身で各地域の通信局への申請/届出が必要と法律で定められております。

つきましては、本書をご確認いただき、必要書類を各地域の通信局へご提出いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、弊社、もしくは最寄の総合通信局までお問合せいただきますようお願いいたします。

未申請のまま使用を継続しますと罰則が科せられる場合がございます。ご注意ください。

■申請に必要な書類

- | | | |
|--------------------|-----|--|
| 1. 高周波利用設備許可申請書 | 1 部 | (新設・増設ともに必要) |
| 2. 高周波利用設備申請書の添付書類 | 2 部 | |
| 3. 装置図面 | 2 部 | |
| 4. 設置場所付近の地図 | 2 部 | お客様にご準備いただく必要があります。
装置設置場所を中心とした半径 200m の円を記載。
(2 次利用可能な) 電子地図の印刷でも可。 |
| 5. 返信用封筒 (切手貼付) | 1 部 | 角 2 号封筒(240x332 : A4 判)に返信先の郵便番号、住所、氏名を記入の上、相当する料金の切手を貼付してください。
※切手の基本料金
120 円 (50g 以内)
140 円 (100g 以内) |

次ページよりお客様にご記入いただく部分、並びに注意点を説明いたします。

1. 高周波利用設備許可申請書（1部のみ提出）

・申請年月日

申請書を提出する日付を記入してください。

・宛名

本書最後のページに各通信局の管轄都道府県表を記載しております。該当する総合通信局名を記入してください。

例1) 設置場所が東京都の場合、宛名は「関東総合通信局長」になります。

例2) 設置場所が沖縄県の場合、書類ひな形に書かれている「総合通信局長殿」に二重線を引き、その下に「沖縄総合通信事務局長殿」と記入してください。

・申請者

申請者情報の記載欄には、ご利用になられる会社の登記簿に書かれている郵便番号、住所、電話番号、商号、代表者の役職名並びに氏名を記載してください。

その上で、法務局に届け出た代表者の印鑑を押印してください。

申請者は支社や工場等では不可となります。

代表者が氏名を自筆で記入した場合は、押印を省略できます。

申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接設立された法人、及び特別な法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者氏名の記載は不要です。

・代理人

申請書を各店舗/支店様が記入される場合は、その所在地の郵便番号、住所、電話番号、店名、並びに責任者の氏名を記入いただき押印してください。

なお、この場合は別途、委任状が必要となります。（下記参照ください）

例外として、法律関連の手続き等を各店舗/支店で実施可能と内部文書で規定している場合は、その内部規定/社則規定のコピーを提出することで、代理人の押印のみで書類作成が可能です。

・委任状

上記設備利用申請を各店舗/支店様で提出する場合、委任状が必要です。委任状記入例をご参照ください。委任状は決められた様式はございません。お客様のほうで決められた様式がある場合には、それをご利用ください。

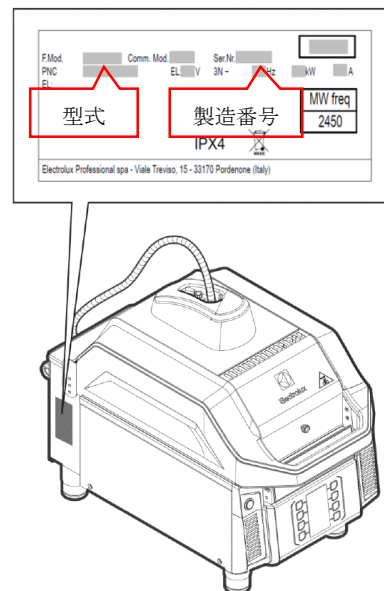
・捨印

すべての情報を記入後、申請書上部に捨印を押印してください。

2. 高周波利用設備申請書の添付書類（2部提出）

別紙「高周波利用設備申請書の添付書類：記入例」をご参照ください

- ・書類上部「高周波利用設備 申請書 の添付書類（□ 装置分）
□の部分に、設置/申請する合計台数を記入してください。
- ・「1 工事設計」のスペースで記入いただく情報
 - （装置の別）
1台設置の場合は、「第1装置」と記入してください。
2台同じ場所に設置する場合は、「第1、2装置」と記入してください。
 - （9）機器の型式又は名称
下絵に書かれている装置左側面に貼付されているラベルに記載されている情報を記入してください。
装置型番は「F.Mod」の後に書かれている「HSRR」で始まるものになります。
例）HSG3RPR54
 - （10）機器の製造番号
上記（9）と同じラベルに記載されている「Ser No.」に続く8桁の数字（シリアル番号）を記入してください。



- （13）遮蔽室等
設置する場所の建物情報、並びに設置する場所の階数を記入してください。
例1）鉄筋コンクリート造り、地上3階、地下1階建て
2階に設置
例2）木造モルタル作り、2階建て
1回に設置

➤ (16) 設備規則第 65 条第 1 項における区別

「第 1 号」または「第 3 号」のどちらかを記入してください。

第 1 号： 低電圧（交流 600V 以下）で受電する施設の場合

第 3 号： 高電圧（交流 600V をこえる）で受電する施設の場合。

なお、建物/施設に引き込みされている電力が「低圧電力」か「高圧電力」かの簡易的な見分け方としましては、

【方法 1】

電力会社からの書類（請求書等）の契約種別を確認いただき、「高圧」という記載があれば高圧電力で契約されていることとなります。「高圧」という記載がなければ、低圧電力で引き込みされていることとなります。

【方法 2】

建物（敷地）内にキュービクルがあれば高圧電力で引き込みされていることとなり、無ければ低圧電力で引き込みされていることとなります。

※あくまで簡易的な見分け方になりますので、詳しくは契約している電力会社へご確認ください。

・ 「3 参考事項」のスペースで記入いただく情報

前記「（装置の別）」に記載した情報に「新設」、もしくは「増設」を記入してください。

例 1) 1 台の新規設置の場合、「第 1 装置新設」と記入

例 2) 2 台の新規設置の場合、「第 1、2 装置新設」と記入

例 3) 1 台の追加設置の場合、「第 1 装置増設」と記入

・ 「4 氏名又は名称」、「5 住所」

高周波利用設備許可申請書に記入した登記簿に記載されている情報を記入してください。

・ 「6 設備の種別」

「各種設備」と記入してください。

・ 「7 設置の目的」

「食品の加熱用」と記入してください。

・ 「8 設置場所（住所）」

実際に設置、使用する場所の住所と担当者名、並びに電話番号を記入してください。

・ 捨印

必要情報を記入後、添付書類上部に捨印を押印してください。

添付書類への捨印は必須ではありませんが、地域の通信局によっては要望される場合がございます。

3. 装置図面 (2部提出)

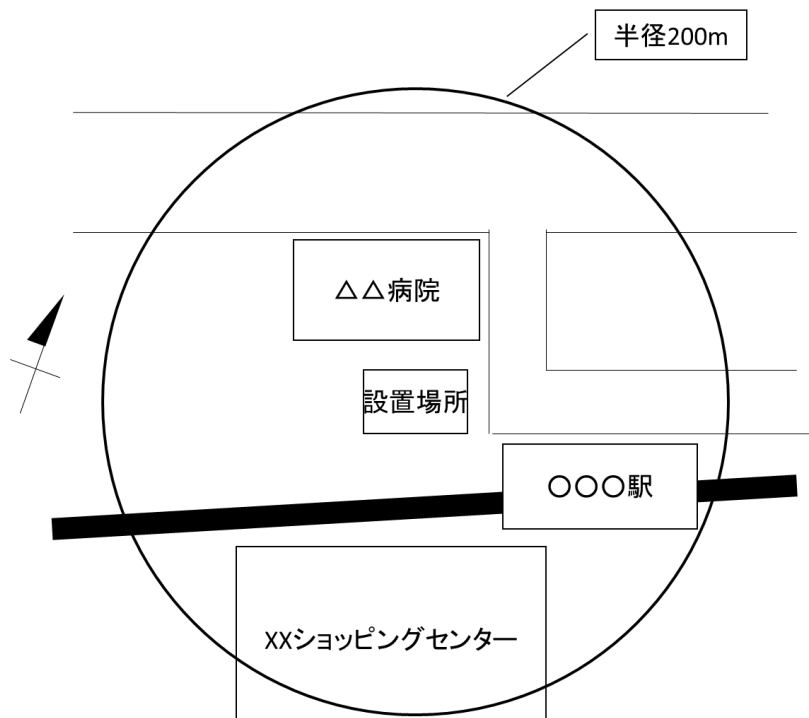
本書に同封しております装置図面 (2部) を提出してください。

4. 設置場所付近の地図 (2部提出)

設置場所を中心として、周辺半径 200m がわかる地図をご用意ください。その際、道路や公共交通機関がある場合は記載してください。2次利用可能な電子地図を印刷した物も提出可能です。2次用可能な電子地図の一例としましては、国土地理院の提供しているサービスがございます。

HP アドレス : <https://maps.gsi.go.jp/>

例)



【ご提出前の最終チェック】

- 委任状又は申請書の押印は、法人の代表者印（登記簿印）が押印されていますか？
- 個人の場合でも実印を押印して下さい（認め印は不可）。
- 宛名が正しく（『x x 総合通信局 電波利用環境課』）記載されていますか？
- 申請又は届出書類の必要書類と部数は満たしていますか？
- 返信用封筒に切手が貼ってありますか？
- 返信用封筒に、返信先の郵便番号、宛先、宛名、並びにご連絡先（担当者名、及び直通電話番号）が記入されていますか？

総合通信局の管轄地域と所在地（問い合わせ先）

局名	担当	住所	電話	管轄
北海道総合通信局	電波利用環境課	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	北海道
東北総合通信局	電波利用環境課	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-0624	青森、秋田、岩手、 宮城、山形、福島、
関東総合通信局	電波利用環境課	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1805	東京、神奈川、千葉、 埼玉、茨城、栃木、 群馬、山梨
信越総合通信局	監視調査課	〒380-8795 長野県長野市旭町1108	026-234-9968	長野、 新潟
北陸総合通信局	監視調査課	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-233-4442	石川、 富山、 福井、
東海総合通信局	電波利用環境課	〒461-8795 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9617	愛知、 静岡、 岐阜、三重、
近畿総合通信局	電波利用環境課	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手町1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8535	大阪、京都、 兵庫、奈良、 滋賀、和歌山
中国総合通信局	電波利用環境課	〒730-8795 広島県広島市中区東白鳥町19-36	082-222-3428	広島、鳥取、島根、 岡山、山口
四国総合通信局	電波利用環境課	〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5055	愛媛、徳島、 香川、高知
九州総合通信局	電波利用環境課	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1	096-312-8255	福岡、長崎、佐賀、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合通信事務所	監視調査課	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階	098-865-2308	沖縄

平成 30 年 4 月 1 日現在

* お客様にて最新情報をご確認ください。